

兵庫県公報

平成29年9月5日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

選挙管理委員会告示

- | | |
|---|---|
| ○ 兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員の補欠選挙の期日 | 1 |
| ○ 兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員補欠選挙の選挙長及び同職務代理者の選任 | 1 |
| ○ 兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙長の職務を行う場所 | 1 |
| ○ 兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員補欠選挙の選挙会の日時及び場所 | 2 |

兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員補欠選挙選挙長告示

- | | |
|--|---|
| ○ 兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙立会人を定めるくじを行う
日時及び場所 | 2 |
|--|---|

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第78号

漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第34条第1項の規定により、兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員の補欠選挙を次のとおり行う。

平成29年9月5日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

- 1 選挙の期日
平成29年9月14日
- 2 選挙すべき委員の数
1人



兵庫県選挙管理委員会告示第79号

平成29年9月14日執行の兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員補欠選挙につき、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

平成29年9月5日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

- 1 選挙長
神戸市須磨区須磨寺町2丁目3番7号
森本 明
- 2 選挙長の職務を代理すべき者
神戸市垂水区塩屋町1丁目5番28号
山本 善一



兵庫県選挙管理委員会告示第80号

平成29年9月14日執行の兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員補欠選挙につき、選挙長の職務を行う場所を次のとおり定める。

平成29年9月5日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 立 石 幸 雄

- 1 職務を行う場所
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室
- 2 所在地
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



兵庫県選挙管理委員会告示第81号

平成29年9月14日執行の兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員補欠選挙につき、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により、選挙会の日時及び場所を次のとおり定める。

平成29年9月5日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立 石 幸 雄

- 1 日時
平成29年9月15日 午後1時30分
- 2 場所
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員補欠選挙選挙長告示

兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員補欠選挙選挙長告示第1号

平成29年9月14日執行の兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員補欠選挙につき、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項（届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成29年9月5日

兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員補欠選挙
選挙長 森 本 明

- 1 日 時 平成29年9月11日 午後6時
- 2 場 所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室